

# 東上総教育事務所だより



大多喜城



九十九里浜

〒297-0024 茂原市八千代 2-10  
千葉県教育庁東上総教育事務所  
TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143  
E-mail hkzs04@mz.pref.chiba.lg.jp  
第2号 令和3年7月16日(金)発行

## 管理課より

### ◇不祥事根絶とモラルアップ◇

不祥事根絶に向けては、日頃から、各学校をはじめ各市町村（組合）教育委員会において、研修会等を通して熱心に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、県内においては、未だに不祥事が後を絶ちません。令和2年度の懲戒処分件数（監督責任を除く）は24件、令和元年度と比較しますと3件の増加となってしまいました。また、小中学校教職員の処分件数は13件であり、過去10年で最多の令和元年度につぐ件数となっています。特に、免職事案が令和元年度に比べ約倍増の11件であり、児童生徒に対する「わいせつ・セクハラ」の大幅な増加が見られました。教職員の不祥事は公教育に対する県民の信頼を大きく裏切る重大な事態です。「わいせつ・セクハラ」のみならず「飲酒運転」、「体罰」、「公金の着服」、「個人情報紛失」等、改めて、不祥事根絶への意識改革が求められています。

こうした現状を踏まえ、千葉県教育委員会では不祥事根絶に向けた主な取組として、周知徹底を図るための通知や依頼を昨年度22件発出しました。さらに、昨年度3月から、不祥事防止対策有識者会議の委員を講師とした研修動画を作成し、それらを活用した校内研修の実施を促しています。単に視聴して終わりとするのではなく、繰り返しての視聴や研修終了後、職員一人一人が各自の行動を振り返る場を設定する等して、有効に活用していただけると幸いです。

また、各学校をはじめ、各市町村（組合）教育委員会においては、「信頼される質の高い教職員であり続けるために～教職員の服務に関するガイドライン～」(令和2年3月千葉県教育委員会)の活用や職員参加型の研修の実施など、引き続き、不祥事根絶に向けた取組を充実させていただくとともに、職場のモラルアップを図るために、一人一人がやりがいや成就感・達成感、帰属意識をもてる職場づくりを推進していただくようお願いいたします。

#### 千葉県学校モラルアップのスローガン

**ス** 全ての子供たちは  
**マ** まっすぐ見えています  
**イ** いつも教えてもらう  
頑張る先生方の  
**ル** ルールを守る姿と  
日頃のマナーを  
千葉県教育委員会

## 総務課より

### ◇初期層事務職員研修会・児童手当◇

#### ◇初期層事務職員研修会について

6月4日(金)に初任等事務職員研修会を開催しました。今回は、令和元年度以降に採用された事務職員及び採用5年目・10年目の事務職員、市町村教育委員会担当者の計19名を対象に行いました。研修内容は、通勤・扶養・住居手当の事後確認、グループ別研修、社会保険と雇用保険についてです。市町村教育委員会担当者のグループは、今後の給与事務指導に向けて諸表簿点検を行う際の留意点について、学校事務職員のグループは、実際にどのような流れで事後確認を行っていくのかについて、話し合いました。各グループとも工夫している点や留意点を意見交換し、活発な協議が行われていました。

#### ◇児童手当について

児童手当の認定を受けており、引き続き受給するためには、毎年6月に「現況届」の提出が必要となります。提出漏れはありませんか？ 提出がない場合は、令和3年6月分以降の手当が受給できなくなりますので、御注意ください。

また、お子さまの出生や人事異動等で転入したとき、住所や氏名に変更があった際は、速やかに申請をお願いいたします。

◇学校人権教育について

小・中学校の管理職を対象とした、令和3年度学校人権教育研究協議会地区別協議会を、6月2日（水）から6月30日（水）まで、期間限定の動画配信として実施しました。昨年度のアンケート調査で希望の多かった「インターネットと人権」をテーマとした講義では、（株）情報文化総合研究所の佐藤佳弘先生を講師としてお招きし、SNSでのトラブルやいじめなど、今日の子供たちにとってより身近になった課題について、最新のデータや具体的な取組例を交えながら、お話をさせていただきました。また、千葉県東上総児童相談所の平野陽一先生からは、児童虐待への具体的な対応の仕方や、通告時・通告後の対応、関係機関との連携などについて、管内の特徴を踏まえながらお話いただきました。管理職の皆様には、校内研修等で情報を共有していただき、学校人権教育の更なる推進に御協力いただければと思います。

最後に、以下の3点につきまして、引き続き御協力をお願いいたします。

①学校人権指導資料集（リーフレット）の活用

※最新の第41集（令和3年3月2日付け教児生第435号）

を週案等に綴じ、御活用願います。

②学校人権教育全体計画及び年間指導計画の作成・見直し

③学校人権教育に関する研修の位置付け

◇特別支援アドバイザーについて

千葉県教育委員会では、各学校・園のニーズの高まりに応え、特別支援教育についての経験や知識のある「特別支援アドバイザー」を各教育事務所に配置しています。

東上総教育事務所では、管内各学校（園）からの要請に応じて、4名の特別支援アドバイザーを派遣し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、教職員、特別支援教育支援員等に対し、助言・援助を行っています。

<特別支援アドバイザーの派遣期間>

第2期：9月～12月

第3期：1月～3月上旬

※1校への派遣期間（通常派遣）は、原則として3日間から1週間程度です。

※学校から各市町村教委への派遣要請書の提出期間は決まっておりますが、申請期間外であっても御要望がある場合は、事前に電話等で問い合わせください。

上記の期間の他、短縮日課や長期休業（夏季・冬季）の期間においても、校内研修等の講師として派遣（研修等派遣）します。ぜひ、御活用ください。

◇公開研究会の今後の予定について

（R.3.7.16現在）

※詳細につきましては、各校等からのお知らせを御覧ください。



- 【中学生・高校生との交流会】  
東金市立東金中学校  
東金市立東中学校  
東金市立西中学校  
東金市立北中学校  
※千葉県立東金高等学校 (8/5)
- 【オリンピック教室】  
山武市立山武中学校 (9/10)
- 【教育課程特例校（グローバル科）】  
横芝光町立横芝小学校 (10/22)
- 【学校体育研究指定校】  
長南町立長南小学校 (11/26)
- 【食に関する指導事業東上総地区研究協議会】  
大多喜町立西小学校 (11/16)
- 【学力向上交流会】  
オンデマンド配信 (11/15～12/3)
- 【学校安全教室推進事業】  
書面開催

学校人権教育指導資料第41集

